

お客様各位

平成 30 年 12 月 3 日

株式会社アステックスとの間の係争に関するご報告

株式会社辰巳菱機
代表取締役社長 近藤豊嗣

株式会社アステックス（以下「アステックス社」といいます。）との間の係争に関しては、従前ご案内のとおり、低圧用負荷試験装置の特許権侵害について、アステックス社が弊社に対し、2000 万円を支払う内容の和解が成立したにもかかわらず、和解金が支払われなかったため、強制執行を実施し、2000 万円と遅延損害金を回収致しました。

その後、高圧用負荷試験装置に関する訴訟を進行しておりましたが、こちらについては、最高裁まで争いましたが、弊社特許権の構成要素のうち一部分の構成について、被告製品との間に相違点があることにより、残念ながら当社の主張が認められない結果となりました。

ただし、判決の理由によりますと、上記一部分の構成の違いは、弊社の特許製品が絶縁性を重視した構成になっているのに対し、被告製品がそのような構造を有していないことを理由にするものであり、被告製品が弊社特許製品に対して、絶縁性を重視していないことが明らかになったと考えております。

なお、アステックス社は、今回の訴訟の結果を受け、あたかも弊社の訴訟提起について根拠がなく不当であるかのように喧伝しておりますが、前記のとおり、アステックス社が弊社の他の特許権を侵害し、和解金について強制執行を受けたことは事実です。本件訴訟については、たまたま被告製品の構造が一部違っていたことや裁判所における微妙な判断の違いがあったものであり、アステックス社の発表には事実を正確に伝えていない箇所が多数見受けられます。

弊社は、本件訴訟において問題にした特許権以外についても、負荷試験装置に関する特許権を多数有しており、今回の訴訟の結果は、現在アステックス社が保有している負荷試験装置に関するものに過ぎません。

したがって、今後、アステックス社が製造する負荷試験装置に関し、弊社の他の特許権を侵害する可能性がある場合には、直ちに適切な対応を行う所存です。

今回の訴訟の結果にかかわらず、弊社が負荷試験及び負荷試験装置製造に係るリーディングカンパニーであることに変わりはありません。

今後、弊社は、弊社特許技術に基づき、ますます安全で高性能な負荷試験装置を開発し、お客様にご提供したいと考えております。

以上